

ひたちなか市告示第181号

令和4年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策チャレンジ 事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業者の事業の継続や事業活動の回復を支援するため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止やこの逆境の打破に資する取組を積極的に実施するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、ひたちなか市補助金等交付規則（平成6年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 支援事業者 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経営が悪化した市内で事業を営む中小企業者等及び本社の所在地が市内である事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有している中小企業者等又は本社の所在地が市内である事業者により構成された団体
- (2) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者としな

- (1) 暴力団、暴力団関係団体、暴力団関係企業又はこれらに準ずる反社会的勢力団体との関係を有するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行うもの
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (4) 法令及び公序良俗に反する事業を行うもの

(5) その他市長が不相当と認めるもの

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 支援事業者の事業継続や事業活動の回復に資するものであること。

(2) 令和4年4月1日以降に開始したものであり、かつ、同年12月31日までに完了するものであること。

(3) 5人以上が連携して実施するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

(1) 国、地方公共団体その他の団体等から補助金等の交付を受けている事業

(2) その他市長が不相当と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る次の経費のうち、市長が認めるものとする。

(1) 消耗品費

(2) 印刷製本費

(3) 手数料

(4) 広告宣伝費

(5) 委託料

(6) 賃借料

(7) その他市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の全ての要件を満たさない場合には、当該経費は、補助対象経費としない。

(1) 補助事業の実施期間中に発生した経費であること。

(2) 使用目的が補助事業の実施に必要なものと明確に特定できること。

(3) 証拠書類等によって金額が確認できること。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は補助対象経費の額とし、一補助事業当たりの上限額は100万円とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者の代表者（以下「申請者」という。）は、令和4年8月31日までに、令和4年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策チャレンジ事業支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類

を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 令和4年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策チャレンジ事業支援補助金事業計画書（様式第2号）
 - (2) 令和4年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策チャレンジ事業支援補助金収支予算書（様式第3号）
 - (3) 事業を実施する団体の構成事業者名簿
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、令和4年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策チャレンジ事業支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知する。

（交付請求）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、令和4年度ひたちなか市チャレンジ事業支援補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、市長が必要と認める場合には、概算払又は前金払によることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、令和5年1月31日までに、令和4年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策チャレンジ事業支援補助金事業実績報告書（様式第6号）に次の書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 令和4年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策チャレンジ事業支援補助金事業成果書（様式第7号）
 - (2) 令和4年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策チャレンジ事業支援補助金事業収支決算書（様式第8号）
 - (3) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し（市長が必要と認めるものに限る。）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （経理）

第11条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿その他書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の末日の翌日から起算して5年間保存するものとする。

2 市長は、前項の期間、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

付 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。